

には何等の考慮せし工内鎖を断行して紛擾の種を作
つた。而して更に本日全職工を解雇し何等の罪もない我々
職工の食の道を断つた。我々は明日から食ふことが出来な
くなる。勢ひ我々の行動は命がけにならざるを得ない。紛擾
の暗雲は益々深き小松川に漲って行くばかりです。何たる暴
虐であらう。何たる非道な行爲であらう。若し此の行爲を
して、暴行をして、社會が是認するとするならば社會は暗た。
正義は此在にないのだ。我々九の足跡は死を履して
も眞の正義の光を仰ぐため社會の平和のため戦ふ決心
であります。我々の妻子は今も飢えに泣いてゐる。保し我々
は飽く道も戦はざるを得ないので、茲に再び町民諸君に訴
へて我々の正義の戦ひに同情を乞ふ次第であります。

六月廿五日

()

勞秘乙第 二四二號

大正十三年六月廿八日

外池自転車製作所勞働者議三関スル件 (第 五 報)

新報

工場主が去ル日、四日突然全職工を解雇し通知ヲ奈シタ
ルニ對シ職工側ハ其ノ態度急變ニ憤慨シ翌日五日之ヲ
一括返戻セル旨既報ノ如キ後、廿六日職工側代表者ヨリ
全職工解雇ノ理由ヲ質ス處、下リタルニ會社ハ之迄扶損

控名紙

ニ扶損ヲ重不約五万円ノ負債アリ工場及機械等ハ悉
ク日本興業銀行ニ担保トナリ居ル状態ニテ現在ノ供ニテ
ハ金々事業継続スル能ハス又継続スルトセバ三分ノ二ニ
減セサル可ラサル旨ヲ陳弁シタルヨリ職工側ニテハ然ラバ
工場ハ金々事業継続不能ノ状態ニアル実証ヲ示サレタレ